

# 京都府警察職員分限取扱規程

〔最終改正 平成28.9.30 京都府警察本部訓令第21号〕

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 所属長等の責務（第3条・第4条）
- 第3章 京都府警察職員分限審査委員会（第5条－第9条）
- 第4章 審査手続等（第10条－第19条）
- 第5章 分限処分の手続（第20条－第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の降任等の手続及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第32号）、職員の休職の事由に関する条例（昭和36年京都府条例第9号。以下「休職条例」という。）、職員の降給に関する条例（平成28年京都府条例第12号。以下「降給条例」という。）、職員の降任等の手続及び効果に関する規則（昭和27年京都府人事委員会規則7－1）及び職員の降給に関する規則（平成28年京都府人事委員会規則7－6）に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 京都府警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する京都府警察の職員（条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。
- (2) 分限処分 法第28条第1項若しくは第2項、休職条例第2条又は降給条例第3条若しくは第4条の規定により、職員をその意に反して、降任し、免職し、休職し、又は降給する処分をいう。
- (3) 分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

### 第2章 所属長等の責務

#### （所属長の責務）

第3条 所属長（警務部警務課長を除く。以下この条において同じ。）は、所属の職員が法第28条第1項第1号から第3号まで若しくは同条第2項第2号、休職条例第2条各号又は降給条例第3条各号若しくは第4条（以下「分限対象事由」という。）の規定のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実を調査しなければならない。この場合において、当該職員について分限手続に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、その旨を本部長に申立て（警務部警務課長（以下「警務課長」という。）経由）をしなければならない。

- (1) 分限処分を申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）の上申書又は陳述書。ただし、被申立者が上申書若しくは陳述書の提出を拒んだとき又は所在不明その他やむを得ない事由があり被申立者の上申書若しくは陳述書が得られないときは、所属長の作成に係る事実

## 調査書

- (2) 関係者の上申書又は陳述書
- (3) 投書、申告等に係るものについては、これらに係る書類
- (4) 身上調査書（別記様式第2号）
- (5) 調査した事実が法第28条第1項第2号又は降給条例第3条第1号イの規定に該当すると認めるときは、本部長の指定する医師2人の診断書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該分限対象事由を疎明するために必要な書類（警務課長等の責務）

第4条 前条の規定は、警務課長の責務について準用する。この場合において、同条中「所属長（警務部警務課長を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び「所属長」とあるのは「警務課長」と、「所属の職員」とあるのは「職員」と、「本部長に申立て（警務部警務課長（以下「警務課長」という。）経由）」とあるのは「本部長に申立て」と読み替えるものとする。

- 2 首席監察官は、職員が分限対象事由のいずれかに該当し、当該職員を分限手続に付する必要があると認めるときは、警務課長に対し、通報するものとする。

### 第3章 京都府警察職員分限審査委員会

#### （委員会の設置）

第5条 職員の分限処分に関する審査（以下「審査」という。）をするため、警察本部に、京都府警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### （委員会の組織及び構成）

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は本部長を、副委員長は警務部長を、委員は各部長（警務部長を除く。）、首席監察官及び警務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を委員に指名することができる。

#### （委員長）

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

#### （会議）

第8条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

- 2 委員会は、委員長又は副委員長が出席し、かつ、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員長、副委員長及び委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長が決定するものとする。
- 4 第4条の規定により警務課長が申立てをしたときは、警務課長は、委員会の議事の決定に参加しないものとする。

#### （委員会の庶務）

第9条 委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

### 第4章 審査手続等

#### （審査の要求）

第10条 本部長は、第3条又は第4条の規定による申立てを受けたときは、委員会に対し、当該申立てに係る審査を要求するものとする。ただし、当該申立てに係る分限対象事由が、法第28条第2項第2号の規定による休職又は休職条例第2条第1号の規定による休職（以下「起訴休職等」という。）であって、分限処分を行う必要があると認めるときは、審査の手続を省略し、直ちに分限処分の手続に移行することができる。

（勤務に関する指示等）

第11条 本部長は、委員会に審査を要求した場合において、必要があると認めるときは、所属長に対し、被申立者の勤務に関する所要の指示を行い、又は被申立者が保管する支給品若しくは貸与品を回収し、保管するよう命じるものとする。

2 本部長は、前項の措置をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の指示の解除を命じ、又は保管した支給品若しくは貸与品を交付するよう命じるものとする。

（審査の通知）

第12条 委員長は、第10条の規定により審査の要求があつたときは、速やかに、その旨を分限審査通知書（別記様式第3号）により、被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りでない。

（審査の方法）

第13条 委員会の審査は、書面による審査（以下「書面審査」という。）とする。ただし、被申立者が口頭による審査（以下「口頭審査」という。）を要求したときは、この限りでない。

2 委員会の審査は、非公開とする。

（口頭審査の要求）

第14条 被申立者は、第12条の規定による通知を受けた場合において、口頭審査を要求するときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、口頭審査要求書（別記様式第4号）を委員長に提出しなければならない。

（口頭審査の開催通知等）

第15条 委員長は、前条に規定する口頭審査の要求を受けたときは、審査の期日及び場所を決定し、当該審査の期日の1週間前までに、口頭審査通知書（別記様式第5号）により、被申立者に通知しなければならない。

2 被申立者は、前項の通知に係る審査の期日の3日前までに、委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、及び証拠を提出することができる。

（口頭審査手続）

第16条 委員会の口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相당한理由がなく、口頭審査の場所を退席したとき又は口頭審査の期日に出席しないときは、被申立者の出席なしで口頭審査を行い、又は書面審査に移行することができる。

2 委員長は、必要があるときは、第3条の規定により申立てをした所属長その他の関係者を委員会の口頭審査に出席させて、説明を求めることができる。

（持ち回り審査）

第17条 第13条第1項の書面審査による場合において、委員長が委員会を招集する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）をもって、委員会の議事の決定とすることができる。

2 持ち回り審査を行うときは、委員長及び副委員長並びに委員の半数以上の審査を経なければならない。

3 第8条第3項の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、同項中「出席した」とあるのは、「審査を経た」と読み替えるものとする。

(除斥)

第18条 委員長、副委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査に関与することができない。

(委員会の勧告)

第19条 委員会は、審査を終えたときは、分限処分の要否、種類、程度その他必要と認める事項を決定し、勧告書(別記様式第6号)により、本部長に勧告するものとする。

#### 第5章 分限処分の手続

(分限処分)

第20条 本部長は、前条の勧告があった場合において分限処分の必要があると認めるとき及び起訴休職等を行う必要があると認める場合は、分限処分を行うものとする。

2 前項の処分は、分限処分を受けるべき者(以下「被処分者」という。)に対し、人事異動通知書及び処分説明書(別記様式第7号)を交付して行うものとする。

3 前項の場合において、被処分者の所在が明らかでないときは、当該被処分者の所属、階級及び氏名並びに処分の種類及び内容を、京都府公報に登載するものとする。

4 第2項の書面の交付に際して、被処分者が当該書面の受領を拒んだときは、その時に当該書面の交付があったものとみなす。

5 本部長は、職員が法第28条第4項に規定する失職に至ったときは、当該職員に失職通知書(別記様式第8号)を交付するものとする。

(復職等の手続)

第21条 所属長は、休職(法第28条第2項第1号の規定によるものを除く。以下同じ。)中の職員から復職の申出があったとき又は休職の事由が消滅したと認めるときは、その事実を確認し得る資料を添えて、速やかに本部長に復職の申立て(警務課長以外の所属長にあっては、警務課長経由)をしなければならない。

(分限簿)

第22条 警務課長は、分限簿(別記様式第9号)を備え、分限処分のあった都度、必要な事項を記載するものとする。

(分限手続の特例)

第23条 法第28条第2項第1号の規定による休職の分限手続は、職員の健康管理に関する訓令(昭和48年京都府警察本部訓令第22号)に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿

第 号  
年 月 日  
長

### 分 限 処 分 申 立 書

京都府警察職員分限取扱規程第3条の規定により、下記の者について分限処分を申し立てます。

記

被申立者	所 属	(係名)
	階級(職)	(現階級等昇任年月日 年 月 日)
	ふりがな 氏 名	(職員番号)
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
申立事実 (発覚の端緒、 申立事実の日 時、場所、内容 等)		
添付書類		
参考事項		

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿

第 号  
年 月 日  
長

## 身 上 調 査 書

氏名（職員番号）			
採用年月日	年 月 日	給料月額 （級号給）	円 （級号給）
過去の懲戒処分 又は訓戒等	処分年月日	懲戒処分等の種類及び程度	処分理由
	年 月 日		
	年 月 日		
勤務の状況 及び勤務成績			
平素の行状			
部内及び 社会の反響			
処分を加重又は 軽減すべき事情			
処分についての 意見			

所 属  
階級(職)  
氏 名 殿 第 号  
年 月 日  
京都府警察職員分限審査委員会委員長  
京都府警察本部長  
( 氏 名 ) 印

### 分 限 審 査 通 知 書

あなたの下記の事実について、当委員会に審査の要求があったので京都府警察職員分限規程第12条の規定により通知します。

なお、同規程第14条の規定により口頭審査を要求するときは、口頭審査要求書により、所属長を通じて速やかに回答してください。

記

事案の概要	
備 考	1 この通知書の受取を拒否した場合又は京都府警察職員分限取扱規程第14条の規定によりこの通知書を受けた日の翌日から起算して5日以内に回答のない場合は、口頭審査を要求しないものとみなします。 2 あなたが、口頭審査を要求した場合には、口頭審査の1週間前までに審査の期日及び場所を通知します。

京都府警察職員分限審査委員会委員長 殿

年 月 日

所 属

階級(職)

氏 名

印

## 口 頭 審 査 要 求 書

年 月 日付け 第

号の分限審査通知書により通知された事

実について、京都府警察職員分限取扱規程第14条の規定により京都府警察職員分限審査委員会における口頭審査を要求します。



所 属

階級(職)

氏 名

殿

第

号

年

月

日

京都府警察職員分限審査委員会委員長

京都府警察本部長

( 氏 名 )



### 口 頭 審 査 通 知 書

年 月 日付けの分限審査通知書により、あなたに通知した事実について、  
下記のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので、出席してください。

なお、相当な理由なく出席しないときは、欠席のまま審査を行うものとします。

記

審査の期日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
審査の場所	
参考事項	
備考	

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿 年 月 日

京都府警察職員分限審査委員会

## 勸 告 書

下記の者の分限処分に係る事実を審査したので、その結果を勧告する。

記

被申立者	所 属	
	階級 (職)	
	ふりがな 氏 名	(職員番号 )
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
勧告事項	分限の要否	
	分限の種類	
	分限の程度	
	そ の 他	

	委員長	( 氏 名 )	(印)
	副委員長	( 氏 名 )	(印)
	委 員	( 氏 名 )	(印)

処 分 説 明 書			
交 付	年 月 日	整理番号	
処 分 者	京 都 府 警 察 本 部 長 （ 階 級 ）                      （ 氏 名 ）                      印		
処分を受けた 職 員	所 属		
	階級(職)		
	ふりがな 氏 名		
処分の年月日			
処分の種類 及び程度			
根拠法規			
処分理由			
(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府人事委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日			

から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 失 職 通 知 書

（氏名）

（所属・階級（職））

（通知内容）

通 知 年 月 日

年 月 日

京都府警察本部長

（階 級）

（ 氏 名 ）

印

